

10月7日(月)～13日(日)は「行政相談週間」です

「困ったら 一人で悩まず 行政相談」

行政相談委員とは…行政相談委員とは、総務大臣から委嘱され、国の行政サービスなどに対する苦情、要望などの相談相手となってもらえる民間のボランティアです。

本町では、椿井隆成さん、西脇寛樹さんが行政相談委員に委嘱されています。

行政相談とは…皆さんが暮らしていく中で、不便だなと思うことや、行政サービスなどの仕事に対してよくわからないことや困りごとはありませんか？そんなあなたの声を行政相談委員がお聴きします。相談は無料で、秘密は固く守られます。

例えば

- 道路の危険な箇所を直してほしい
- 介護等福祉のサービスが受けられなくて困っている
- 河川の清掃・管理をしっかりしてほしい
- 役所への手続きが分からない
- 役所の説明に納得できない
- 特殊法人(NTT、年金事務所、郵便局など)や独立行政法人(国立病院など)の対応に不満がある

相談日時・場所のお知らせ

◎日 時：10月9日(水)13時～16時

◎場 所：老人福祉センター2階

◎行政相談委員：椿井隆成さん

※毎月第2水曜日に上記時間・場所にて定例相談所を開設しています。

☎ 総務課 32-1101

総務省 岐阜行政相談センター 愛称は「**まぐみみ岐阜**」です！

住 所：〒500-8114 岐阜市金竜町5-13 岐阜合同庁舎

電 話：0570-090110 FAX：(058)248-6755



行政相談のマスコット「キクワン」

広報養老9月号10ページに掲載した「福祉医療費受給者証の更新について」の「母子家庭等・父子家庭福祉医療費受給者証の受給期間」の表に誤りがありましたので訂正します。

<誤>

期間	H29.10 ~ H30.9	H30.10 ~ R1.9	R1.10	R1.11 ~ R2.10	R2.11 ~ R3.10
対象所得	平成29年分 (平成29年1月～12月)	平成30年分 (平成30年1月～12月)		令和元年分 (令和元年1月～12月)	令和2年分 (令和2年1月～12月)

←移行期間→

※令和元年10月は、移行期間となるため、平成30年分の所得を判定対象とします。

<正>

期間	H29.10 ~ H30.9	H30.10 ~ R1.9	R1.10	R1.11 ~ R2.10	R2.11 ~ R3.10
対象所得	平成28年分 (平成28年1月～12月)	平成29年分 (平成29年1月～12月)		平成30年分 (平成30年1月～12月)	令和元年分 (平成31年1月～令和元年12月)

←移行期間→

※令和元年10月は、移行期間となるため、平成29年分の所得を判定対象とします。

☎ 健康福祉課 32-1105

介護サービス **くるみ** 認知症対応型デイサービス
居宅介護支援事業所 グループホーム

認知症の介護で
お困りの方ご相談ください

電話 0584 **34-3808** 養老町 飯田 429-1

老後資金2000万円不足を考えるセミナー (無料)

老後資金に漠然と不安を持っている方におすすめです！

- ライフプランニングをやったことが無い？
- ねんきん定期便の見方がよく分からない？
- 老後資金の準備をどうやったら良いか？
- 資産運用のポイントを知りたい！

日時：10月19日(土) 13:30～15:00
場所：(株)オフィス養老(石畑299番地)

※参加者の方には【老後資金準備に役立つツール】をプレゼント！

「要予約」定員になり次第締め切らせて頂きます。

保険と資産形成の生涯パートナー
(株)オフィス養老 申込 ☎0584-34-0008